

令和4年11月18日
事務連絡

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策の更なる推進について

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所における安全性確保対策については、「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」（令和元年12月13日付国自旅第210号）により対策を講じてきたところですが、未だ安全対策が完了していないバス停留所も多いことから、別添のとおり地方運輸局等自動車交通部長等に通知いたしましたので、傘下会員に対して周知をお願い申し上げます。